

水保第754号
令和4年8月25日

日本製鉄株式会社
代表取締役社長 橋本 英二 様

千葉県知事 熊谷 俊人

水質汚濁防止法第22条第1項の規定による報告の徴収について

貴社の東日本製鉄所君津地区において発生した着色水の流出及び排水からのシアン検出に係る事故について、これまでに報告を受けた内容及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、以下、「法」という。）第22条第1項の規定により実施した立入検査の結果から、下記1に掲げる事項が判明しました。

いずれの事項も法の規定に抵触する可能性があり、極めて遺憾であります。

については、同項の規定により、下記2のとおり報告することを求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第33条第4号の規定により罰則が適用される場合があることを申し添えます。

記

1 判明した事項

- (1) 16排水口について、法に基づくシアン化合物に係る排水基準に適合しない排水が海域に排出されるおそれがあること。
- (2) 16排水口について、法第14条第1項の規定による排水の汚染状態の測定結果の記録及び保管がなされていないものがあること。
- (3) 自主管理の一環として行われていたとされる16排水口の水質測定について、シアン化合物又は全窒素に係る排水基準に適合しない結果が多数存在したこと。
- (4) 令和4年6月19日に報告のあった着色水流出事故、令和4年7月3日に報告のあったシアン検出事故及び8月17日に報告のあった16排水口におけるシアン検出について、県に対する水質測定結果に関する報告の一部に不適切な取扱があること。

2 報告を求める内容

- (1) 記の1(1)及び(2)の事項について
詳細な調査を行った上で対策等を検討し、その結果について報告を求める。
- (2) 記の1(3)の事項について
水質測定の目的、測定結果及び結果を踏まえ講じた措置について報告を求める。

(3) 記の1(4)の事項について

事故の発生から現在までの対応等を時系列で明確にした上で、事故の発生原因、再発防止策について報告を求める。

3 報告の期限

令和4年9月30日(金)とする。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当：千葉県環境生活部水質保全課
水質指導・規制班
電話 043-223-3871